

すてきなまちに

第13集



野洲市・野洲市教育委員会
野洲市人権啓発推進協議会

2017(平成29)年3月発行

はつ かん 発刊にあたって

平均寿命の伸びや少子化などを背景として、日本の高齢化は急速に進みました。

今、わが国では、いくつになっても一人ひとりが社会の一員として認められ、生きがいをもって豊かに暮らせるような社会づくりが求められています。

しかしながら、高齢者に対する心ない言葉や虐待、人間としての尊厳を傷つけるような扱いなど、高齢者的人権を侵害するようなことがいくつも起こっています。高齢者に関するさまざまな人権問題を解決することは、すてきなまちづくり、すてきな地域づくりのための重要な課題です。

野洲市では、本年度も多く児童生徒、市民の方から人権尊重をめざす人権作品が寄せられました。その中から選ばれた入選作品を紹介しています。

この『すてきなまちに』第13集が市民のみなさまに広く読まれ、地区別懇談会や研修会などでも活用され、さまざまな人権課題解決のために少しでもお役にたつことができれば幸いです。

2017年(平成29年)3月

や す し 野洲市長

や す し 野洲市教育委員会 教育長

や す し 野洲市人権啓発推進協議会 会長

やま なか 山仲 善彰

かわ ぱた 川端 とし お 敏男

みず しま 水島 あき お 章夫

もくじ

野洲市「人権尊重のまち」宣言

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言

高齢者の人権問題を考えましょう

1 知っていますか？認知症って…………… 1～2

2 虐待予防のために…………… 3～4

3 いくつになっても輝いて生きるために…………… 5～6

2016年度(平成28年度)人権尊重をめざす人権作品紹介…………… 7～12

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例(裏表紙)

《出典》

公益財団法人 滋賀県人権センター発行「じんけんカフェへようこそ」

滋賀県人権施策推進課(2006年3月)「こころ やわらかく(改訂版)」

滋賀県人権施策推進課(2012年3月)「こころ やわらかく(改訂版)」

や　す　し　じん　けん　そん　ちょう 野洲市「人権尊重のまち」宣言

じん　けん　にん　げん　しあわ　い　けん　り　ひと　う
人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにし
てもっている基本的な権利です。

じん　けん　きょうぞん　吉　ほん　じん　けん　おか　おか
わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たが
いに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

ひと　り　じん　けん　そんちょう　よう　ご　ただ　り　かい
するために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解
と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、
ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

へい　せい　ねん　がつ　にち
平成18年2月25日

や　す　し
野洲市

ゆた　し　せん　れき　し　いろど　や　す　し 「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」

へい　わ　と　し　せん　げん 平　和　都　市　宣　言

せ　かい　へい　わ　じつ　げん　かく　へい　き　はい　ぜつ　じん　るい　きょう　つう　ねが
世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

いま　かく　へい　き　きょう　い　ひ　さん　あらそ　じん　るい
しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたず、人類
の平和と地球環境が脅かされています。

せ　かい　ゆい　いつ　ひ　ばく　こく　こく　みん　ひ　ろしま　なが　さき　ひ　さん
わたしたちは、世界で唯一の被爆国の中として、広島、長崎のような悲惨
な体験を二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての國のあらゆ
る核兵器をすみやかに廃絶しなければなりません。

せん　ご　に　ほん　けん　ぼう　こうきゅう　へい　わ　せん　げん　あん　せん　せい　ぞん　ど　り　よく　き　よ　う
戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで
続けてきました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受し
ています。この自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有で
きることを強く望みます。

や　す　し　みん　じん　けん　かん　きょう　まも　じ　や　か　い　じ　つ
わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実
現をめざすとともに、世界の恒久平和と核廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴
史に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

へい　せい　ねん　がつ　にち
平成18年2月25日

や　す　し
野洲市

高齢者の人権問題を考えましょう 1

し 知っていますか？認知症って

「もの忘れ」と「認知症」は違うの？

平均寿命の伸びや医学の進歩などによって、日本の高齢化は急速に進みました。

2016年(平成28年) 12月1日現在で、野洲市は65歳以上の高齢者の割合が24.7%になり、年々高齢化が進んでいます。(全国は昨年度26.8%)

年をとれば誰でも思い出したいことがすぐに出てこなかつたり、新しいことを覚えるのが難しくなったりしますが、「認知症」はこのような「加齢によるもの忘れ」とは違います。この2つの違いを知っていますか？下の問い合わせに答えながら、認知症について考えましょう。

問① 次のA・Bはどうが「認知症」でしょう？

A	B
体験したことの一部を忘れる	体験したすべて(体験したこと自体)を忘れている
物の置き場所を思い出せないことがある	置き忘れ・紛失がひんぱんになる
探し物に対して、自分で努力して見つけようとする	探し物に対して、人のせいにすることがある
日常生活への支障がない	日常生活への支障がある

※正解は下の欄外に

認知症とは、様々な原因で脳の働きが低下したりすることによって、記憶力・判断力の障がいが起こり、日常生活や対人関係(人とのかかわり)に支障が出る病気です。「アルツハイマー型認知症」や「脳血管性認知症」は、その代表的なものです。

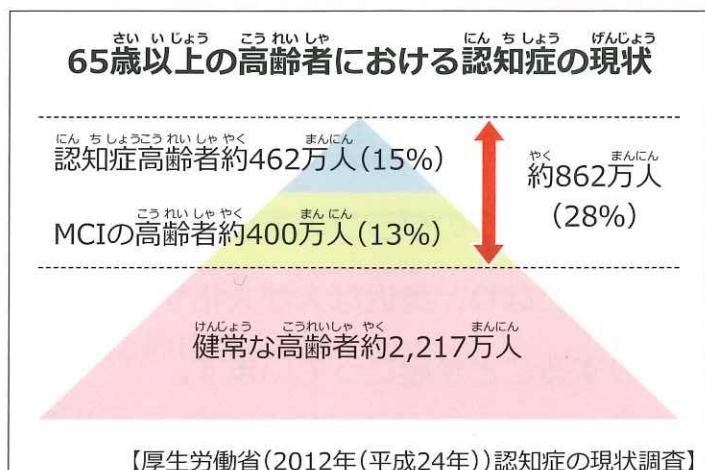
ところで、65歳以上の高齢者のうち、認知症を発症している方や、その予備群であるMCI(軽度認知障害)の方の割合はどのくらいだと思いますか？

問①の正解 ⇒ A:加齢によるもの忘れ、B:認知症

2012年(平成24年)の厚生労働省の調査では、その割合は約3割(28%)で、約862万人です。また、65歳未満の人がなる若年性認知症患者も約4万人(現実にはその3倍以上とも言われている)です。認知症患者を抱える家庭では、介護問題、就労問題、そして経済的問題等があり、家庭への支援も必要となることが多くあります。早期に相談をして適切な時期に支援を得ることが大切です。

将来、自分や家族が認知症になる可能性は誰にでもあります。ですから、「他人事」ではなく、「自分の問題」という捉え方をすることが大切です。

また、認知症は中には治療すれば治ることもあります。ところが、治療せずに長期間放置すると回復が難しくなります。1日も早く受診することが大切です。早い段階から治療を始めることで、病気の進行を遅らせることができます。気にならざれば、早めにかかりつけの医療機関をはじめ、相談機関(*)に行きましょう。



【厚生労働省(2012年(平成24年))認知症の現状調査】

【認知症の予防】 認知症は糖尿病や脳血管疾患など、生活習慣病が発症のリスクを高めます。特にアルツハイマー型認知症は、10~15年ぐらいかけて脳に変化が起こり発症します。そのため、30~40歳代の若い内から、バランスの取れた食事や運動習慣、節酒や禁煙を心がけましょう。また、人との関わりや趣味の活動などを意識した生活が予防につながります。

とい
問②

認知症についてどんなことに気づきましたか、話し合いましょう。

(*) 6ページ下段を参照

高齢者の人権問題を考えましょう 2

虐待予防のために

高齢者虐待に気づいていますか？

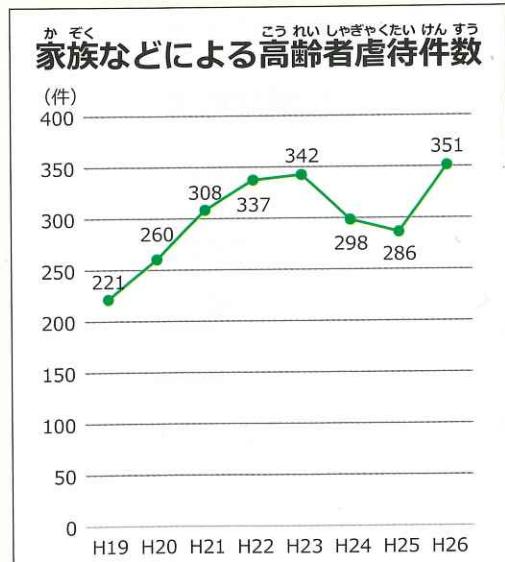
認知症の症状に最初に気づくのは本人です。「認知症になったのではないか…」
という不安は、健康な人には想像できないかもしれません。

しかし、右下のグラフのように、今まで家族や地域、社会などに貢献してきた人が認知症となり、身近な人が人格や尊厳を無視した差別的な発言をしたり、虐待をしたりすることが起こっています。

家族などによる高齢者虐待に関する滋賀県の調査では、2015年度(平成27年度)に虐待を受けた高齢者のうち、約8割が認知症状のある方でした。認知症が「病気」であるということへの理解不足や、家族だけで抱え込んでしまうことが高齢者虐待の理由の一つと考えられます。

また、「いつまで続くんだろう…」と、先が見えないのが介護です。“がんばる人”ほど、一人で抱え込み、心身ともに疲れ果てて、心ならずも虐待してしまうケースもみられます。

虐待には「たたく」などの身体的虐待や、「食事を与えない」などのネグレクト(介護・世話の放棄・放任)、「傷つける言葉を言う」などの心理的虐待、「年金を取り上げる」などの経済的虐待、「下半身を裸にして放置する」などの性的虐待など様々です。



【滋賀県 2015年度(平成27年度)】

このような虐待から高齢者の人権を守るために、『**高齢者虐待防止法**』^(**)が2005年(平成17年)に成立し、翌年4月から施行されています。

とい
問③

**認知症の方への差別的発言や虐待をなくすために、どうすればいいか話し合いま
しょう。**

虐待予防のために

- 悩みや困りごとを一人で抱え込まない。
- 近くの相談窓口である地域包括支援センターに相談する。
- デイサービス、ショートステイなど介護保険や福祉サービスを利用する。
- 必要な方には成年後見制度(次ページ参照)も活用する。

今後、要介護・要支援の認定者は増えていきます。地域の方の理解と支えがあれば、認知症など何らかの病気や障がいがある人も介護する家族も安心してまちに出て、自分らしい暮らしを続けることができます。必要なのは専門的な知識や技術ではなく、さりげない手助けや見守り、声かけなどです。私たちのちょっとした勇気や優しさこそが、このまちを安心で安全なまち、人権を尊重するまちに変えていく原動力になるのではないでしょう。



(**)正式には「高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」

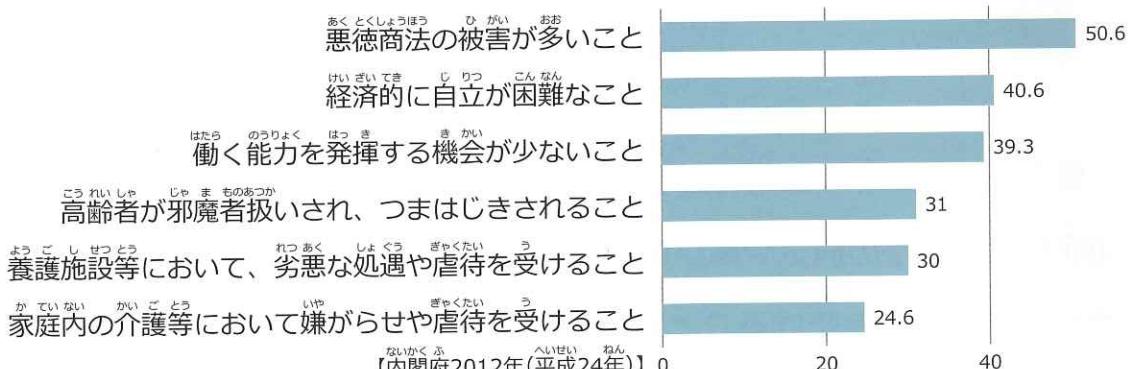
高齢者の人権問題を考えましょう 3

いくつになっても 輝いて生きるために

高齢者の人権が尊重されるために必要なことは?

国の人権擁護に関する世論調査で、現在、高齢者にどのような人権問題があるかを聞いたところ下の表のとおり、「悪徳商法の被害が多い」「経済的に自立が困難」「働く能力を発揮する機会が少ない」などが挙げられています。様々な場面で高齢者の人権が侵されていることが伺えます。

高齢者に関する人権問題(複数回答:%)



高齢者は判断能力の低下につけ込まれて、財産の不当な処分や悪質商法などの被害にあうことがあります。

高齢者の財産、権利を守るために周囲の人の支援と、『成年後見制度』などの活用が有効です。

『成年後見制度』とは

成年後見制度は、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をしたりするときに同意を与えて、本人を保護・支援します。

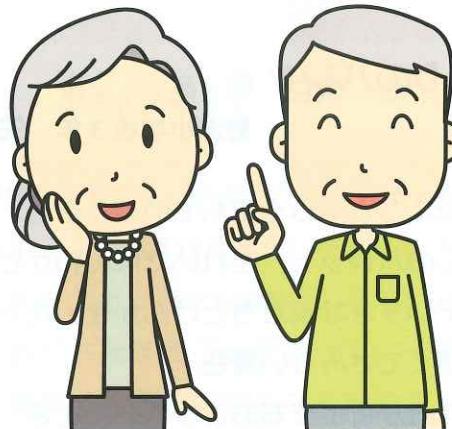
三世代同居の家庭が減少し、核家族世帯や高齢者だけの家庭が増えるにつれ、家庭内の世代間の交流が少なくなりました。そのため、お互いの考え方が理解しにくく、世代間での誤解や偏見が生まれやすくなっています。そこで、高齢者が社会の一員として大切にされるよう**交流の場をつくる**

ことが大切です。

最近では、学校の授業や地域の福祉活動の一環として、高齢者から昔の遊びや伝統文化、生活の知恵などを学ぶ取組が増えています。

内閣府が2008年(平成20年)に実施した「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」では、「若い世代との交流に参加したい」という高齢者が60%を超えた。

今後も、**世代を越えて、お互いの考え方や生き方を尊重し、理解し合う**とともに、**地域で高齢者が生き生きと活動できるよう、みんなで考えて実践していくことが大切**です。



とい
問④

高齢者が安心して暮らすために、あなたの地域でできていることは何ですか？
また、これからあなたの地域で何ができるかを話し合いましょう。

○野洲市地域包括支援センター

野洲市健康福祉センター内 TEL:077-588-2337、FAX:077-586-3668

《認知症に関する相談機関の一覧です》

○もの忘れサポートセンター・しが／滋賀県若年認知症コールセンター／滋賀県軽度認知症サポートセンター

医療法人藤本クリニック内(守山市梅田町2-1:セルバ守山3階) TEL:077-582-6032

○公益社団法人認知症の人と家族の会滋賀県支部「もの忘れ介護相談室」

滋賀県立長寿社会福祉センター内 毎週月～金10:00～15:00、フリーダイヤル:0120-294-473